

西宮市建築審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（以下「条例」という。）第50条の規定に基づき、西宮市建築審査会の会議（以下「会議」という。）の円滑な議事運営を図るため、必要な事項について定めるものとする。

(会議の議長等)

第2条 会長は、会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、条例第3条第4項の規定にかかわらず、副会長が会議を招集し、その会議の議長となる。
- 3 会長及び副会長に事故ある場合で、その職務を遂行できないときは、会議の招集は、条例第3条第4項の規定にかかわらず、市長がこれを行う。
- 4 前項の場合における議長は、委員の互選により定める。

(公印)

第3条 公印（その印影を表示することにより、職務上作成された文書が真正であることを認証することを目的とする印をいう。）は、次のとおりとする。

- (1) 西宮市建築審査会長印
- (2) 西宮市建築審査会印
- 2 公印のひながた、書体及び寸法等は別表のとおりとする。
- 3 公印の保管及び使用については、別表に定める管守者がその責任を負う。
- 4 管守者は、公印について盗難、紛失、破損その他不正使用等を防止するための措置を採るとともに、その管理を厳重に行わなければならない。
- 5 公印は、通常使用する場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、特別の事情によりあらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りではない。

(会議の招集手続)

第4条 会議の招集は、会議の5日前までに、会議の日時、場所、議題及びその内容の要旨その他必要な事項を委員に通知して行われなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 会長は、必要と認めるときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下この号において同じ。）を利用する会議を招集することができる。この場合における前項の通知には、オンライン会議システムを利用する会議であることを記載するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ議長に対し傍聴の申請をし、議長の許可を得なければならない。

(発言及び会議の秩序等)

第6条 会議において発言しようとする者は、議長の承認を得たのちでなければ発言することができない。ただし、議長の指名を受けた者又は委員については、この限りでない。

- 2 議長は、会議において、議長の承認を得ない発言その他会議の運営に対し暴言、妨害その他会議の開催に支障がある行為をした者に対し、会場からの退場その他必要な措置をとることができる。

(議事録)

第7条 議長は、会議を開催した都度、つぎの事項を記載した議事録を調製しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した者の氏名（公開の会議の場合には、傍聴者及び傍聴を許されなかった者並びに会議の会場から退場を命じられた者の氏名を含む。）

(3) 議題及び議事の内容（会長の承認により要旨とすることができる。）

(4) 議決事項

(5) その他会長が必要と認めた事項

- 2 議事録には、議長及び会議において議長の指名した委員が署名するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年12月5日から実施する。

別表（第3条関係）

名称	ひながた	書体	寸法	管守者
西宮市建築審査会長印	 【図内文字】 西宮市建築審査会長之印	てん書	方2.3 c m	建築調整課長
西宮市建築審査会印	 【図内文字】 西宮市建築審査会之印	てん書	方2.4 c m	建築調整課長